

大和市告示第32号

大和私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月3日

大和市長 大 木 哲

大和私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第212号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱

第1条中「障害」を「障がい」に、「私立幼稚園への」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号に規定する私立の幼稚園（同法附則第6条の規定による幼稚園を含む。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）への」に、「私立幼稚園が」を「私立幼稚園等が」に改める。

第2条中「（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、」を「又は認定こども園法に基づき」に、「私立幼稚園で」を「私立幼稚園等で」に改め、「（以下「私立幼稚園」という。）」を削る。

第4条、第6条及び第7条第1項中「私立幼稚園」を「私立幼稚園等」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。